

持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請を希望される方へ

持株会社化経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）における結果に基づく競争参加資格審査の申請を希望される場合、以下のとおり審査を行います。

1. 持株会社化経審結果に基づく競争参加資格の申請の有資格者

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者。

なお、既に令和5・6年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、その後持株会社化経審を受審した建設業者は、再度の競争参加資格審査の申請をすることができます。

2. 申請手続き

持株会社化経審結果に基づく競争参加資格の申請を希望する方は、国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写しを添付して申請して下さい。

なお、既に令和5・6年度における競争参加資格の等級決定を受けている方で、持株会社化経審により再度の申請を希望する場合については、上記のものに加えて、別紙第1号の7様式「再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を添付して再申請して下さい。この場合、当該企業集団に属する建設業者について従前の等級決定は取り消すこととなりますので、別紙第1号の8様式「等級決定取消申請書」を併せて提出して下さい。

3. 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります（定期受付の場合）。

ただし、随時受付の場合は、資格を付与された日から令和7年3月31日までとなります。